



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和8年6月12日

観光庁

旅行業者に対する行政処分を行いました

旅行業者に対し、旅行業法第19条第1項の規定に基づく行政処分を令和8年6月11日付けで行いましたので、お知らせいたします。

令和8年6月4日に実施した旅行業法第65条第1項の規定に基づく聴聞の結果を踏まえ、令和8年6月11日付けで、別紙の一覧表に記載した旅行業者に対して、同法第19条第1項の規定に基づく業務停止を命じました。

※1：令和8年6月12日以前に締結された旅行に関する契約の履行のための業務を除く。

※2：別紙につきましては、行政処分を実施した5年後に、観光庁のウェブサイト上からは削除いたします。

【問合せ先】

観光庁参事官（旅行振興）付 辺見、山川

代表：03-5253-8111（内線 27322、27328）

直通：03-5253-8329

メールアドレス：hqt-ryokogyo-chomon★gxb.mlit.go.jp

注：メール送信の際は「★」記号を「@」記号に置き換えてください。

旅行者に対する処分の一覧表

別紙

No	旅行者の概要				不利益処分の内容	根拠となる法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行者名	代表者	本社住所			
①	観光庁 長官登録 第1135号	(株)JR東日本びゅう ツーリズム&セール ス	澤田 博之	東京都墨田区錦 糸三丁目2番1号	令和8年6月13 日～6月30日の 18日間の業務 停止(東北・北 海道統括支社)	旅行業法第 19条第1項	遅くとも平成30年度以降に締結した手配旅行契約において、営業所に掲示した旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金を超えた金額を旅行者から收受した(旅行業法第13条第1項第1号違反)。